

全国安全週間の取り組みについて (建設業)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は労働基準行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「全国安全週間」は今年で94回目を迎え、安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的に毎年実施されており、全国安全週間を契機に実施される安全衛生活動は労働災害を防止する上で重要なものと考えております。

全国安全週間の実施にあたり、労働災害の発生状況及び関係法令の改正について簡単ではありますが取りまとめましたので、ご活用頂ければ幸いに存じます。

(資料の入手、詳細の確認につきましては、厚生労働省ホームページ等をご覧下さい)

長崎労働基準監督署

全国安全週間実施要項

全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

1. 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
2. 安全パトロールによる職場の総点検の実施
3. 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
4. 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
5. 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
6. 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

全国安全週間実施要項

継続的に実施する事項

1. 安全衛生管理体制の確立
 - ① 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - ② 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ③ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - ④ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

継続的に実施する事項

2. 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- ① 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- ② 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- ③ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- ④ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

3. 自主的な安全衛生活動の促進

- ① 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- ② 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

4. リスクアセスメントの実施

- ① リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- ② SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進(「ラベルでアクション」の取組の推進)

5. その他の取組

- ① 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- ② 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
- ③ 策定予定の「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

全国安全週間実施要項

業種の特性に応じた労働災害防止対策

建設業における労働災害防止対策

一般的事項

- ① 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用
- ② 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- ③ 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- ④ 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

自然災害からの復旧・復興工事の労働災害防止対策

- ① 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- ② 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

全国安全週間実施要項

業種横断的な労働災害防止対策

1. 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- ① 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
- ② 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- ③ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- ④ 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

全国安全週間実施要項

業種横断的な労働災害防止対策

2. 転倒災害防止対策(STOP! 転倒災害プロジェクト)

- ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- ② 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ③ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- ④ 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

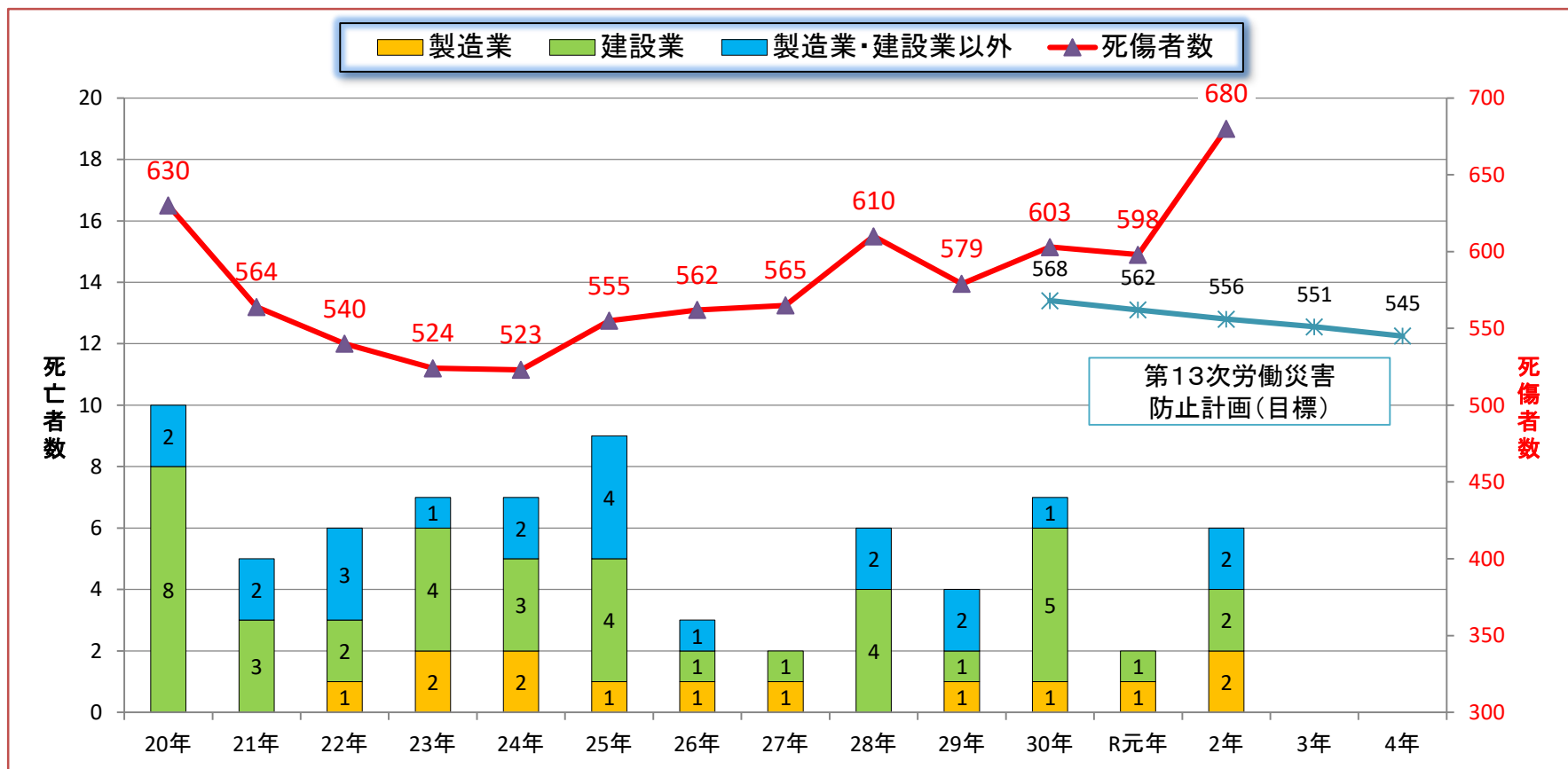
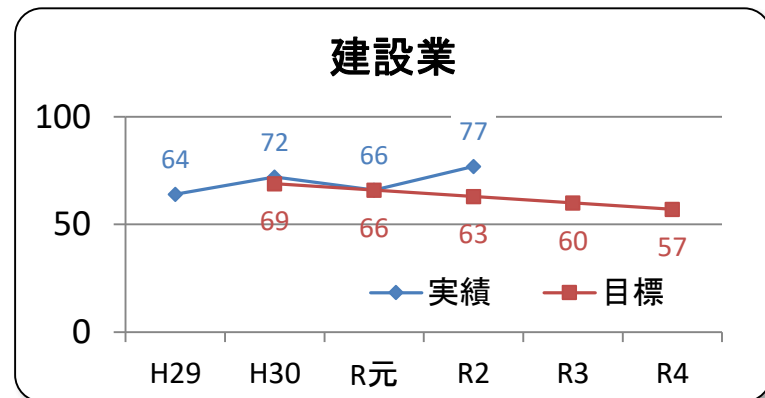
3. 交通労働災害防止対策

- ① 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- ② 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- ③ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- ④ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

4. 熱中症予防対策(STOP! 熱中症クールワークキャンペーン)

- ① WBGT値(暑さ指数)の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
- ② 計画的な熱への順化期間(熱に慣れ、その環境に適応する期間)の設定
- ③ 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
- ④ 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患(糖尿病等)を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
- ⑤ 熱中症予防に関する教育の実施
- ⑥ 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
- ⑦ 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

長崎労働基準監督署管内 労働災害の推移 (休業4日以上)

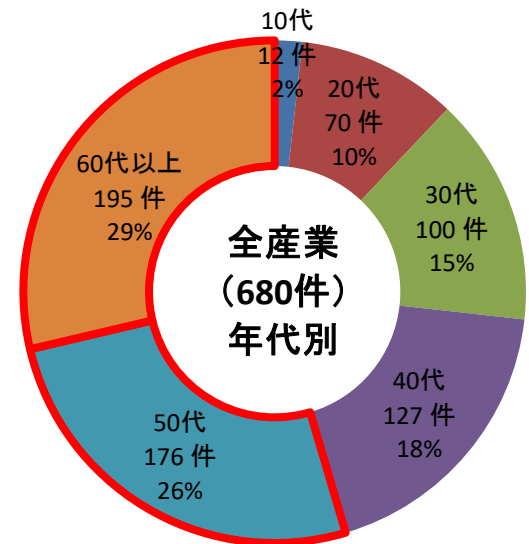
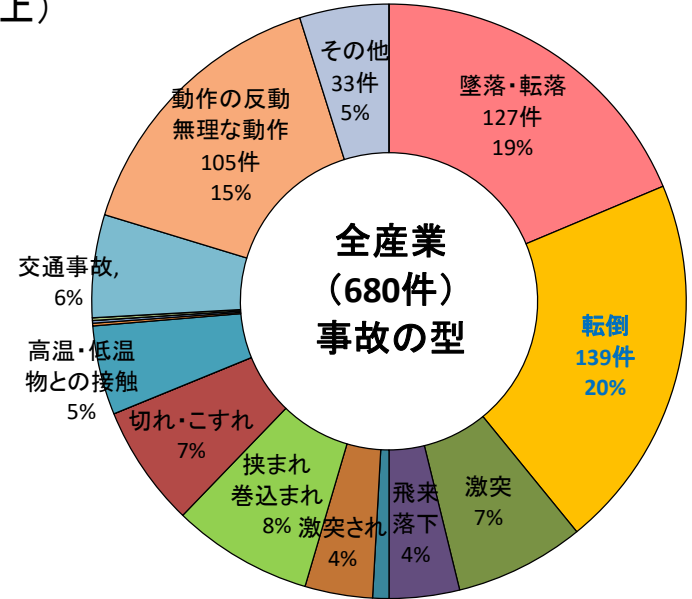
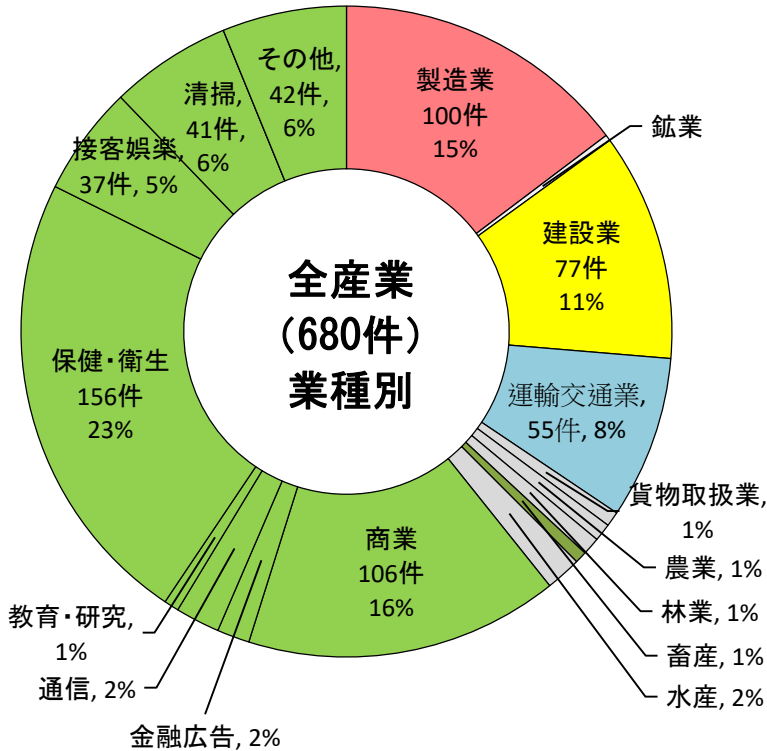


令和2年 労働災害発生状況 (休業4日以上)

(長崎労働基準監督署)

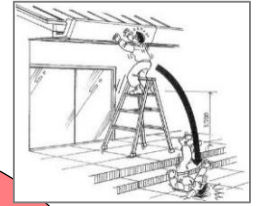
全産業

※新型コロナウイルス感染症(26件)を含む

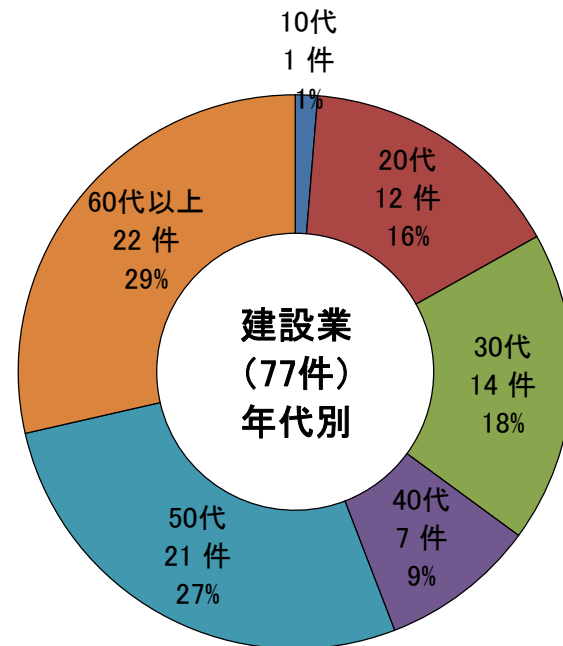
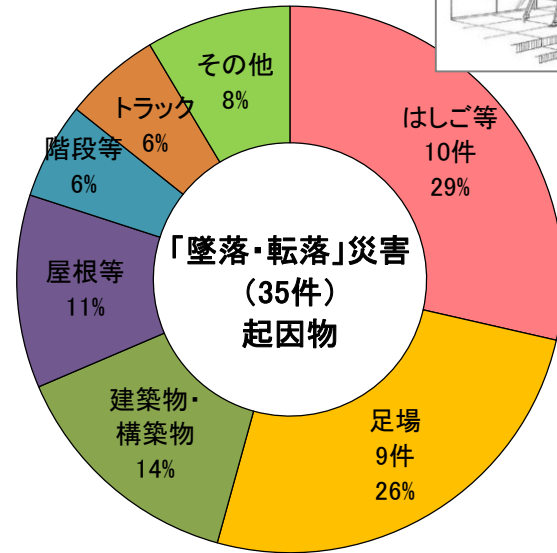
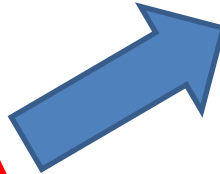
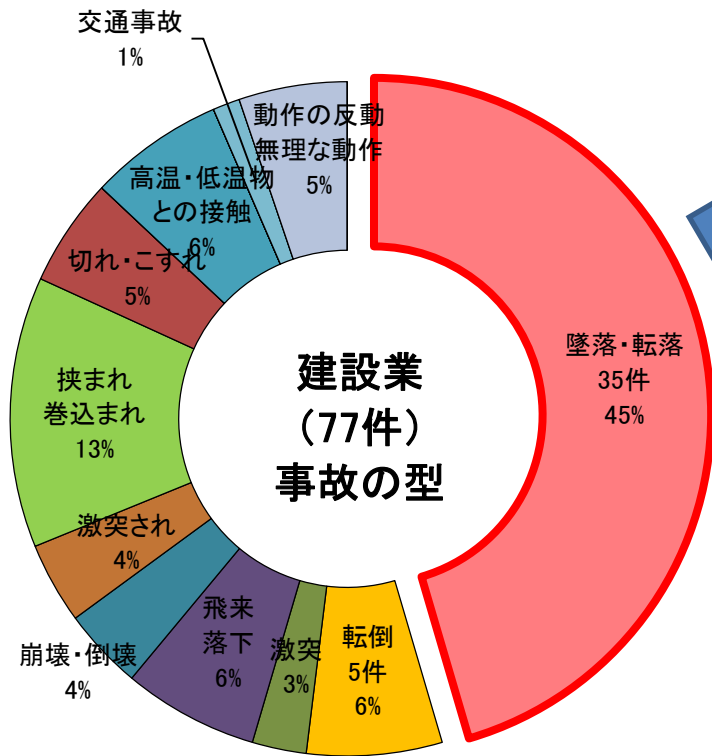


令和2年 労働災害発生状況 (休業4日以上)

(長崎労働基準監督署)



建設業



令和3年 死亡災害発生状況(長崎県内)

番号	発生年月	被災者 職 種 年齢等	災害発生の概要	業種 起因物 事故の型	管轄署
1	3.1	男	鉄骨平屋建てスレート屋根上において、被災者は、単独で足場倒壊防止用の足場最上段を繋ぐロープを張る作業を行っていたところ、スレートを踏み抜き高さ5.6m下のコンクリート床に墜落したものの。	建設業	長崎
		足場工		屋根等	
		39歳		墜落・転落	
2	3.2	男	被災者は、建物内部の配管工事の足場を取り外す作業を行うため、手すり(H=1.1m)に立てかけてあった移動はしごを使い手すりを乗り越えようとしたところ、はしご上で体勢を崩しはしごとともに高さ36.5m下のコンクリート床に墜落したものの。	建設業	江迎
		作業員		はしご等	
		21歳		墜落・転落	
3	3.3	男	下水道管布設工事において、被災者が、掘削された深さ3mの溝内で、土止め支保工の組立作業を行っていたところ、側壁が崩壊し生き埋めとなったもの。	建設業	佐世保
		土工		地山、岩石	
		45歳		崩壊、倒壊	
4	3.3	男	フォークリフトを用いて丸太(直径約25cm・長さ11m)をトラック荷台に積載する作業中、被災者が荷台上に上ったところ、積載しようとしていた丸太がフォークリフトから転がって被災者に激突し、丸太とともに地面に墜落したものの。	畜産業	島原
		作業員		フォークリフト	
		51歳		墜落・転落	

	合計	管 轄 署 別						業 種 別					
		長 崎	佐世保	江 迎	島 原	諫 早	対 馬	製 造	建 設	運 輸 交 通	農 林 畜 水産	商 業	そ の 他
令和3年	4	1	1	1	1				3		1		
令和2年	4	3	1					1	1				2

令和2年 死亡災害発生状況(長崎県内)

番号	発生年月	被災者 職 種 年齢等	災害発生の概要	業種 起因物 事故の型	管轄 署
1	2.1	男	被災者は港に係留中の起重機船の甲板上で、仮置きしていた鋼製の作業台(高さ5.89m)のはしご道を降りていたところ、足を掛けていたはしごの踏み棧が折れ4.75mの位置から墜落したものの。	建設業(土木)	長崎
		作業員		階段、棧橋	
		63歳		墜落・転落	
2	2.1	男	法人所有地に隣接する林道で立ち枯れた樹木(高さ約12m、胸高直径40cm)をチェーンソーを用い伐倒したところ、倒れた樹木の枝が跳ね返り、伐倒作業を行った被災者の頭部に激突したものの。	(社会福祉施設)	佐世保
		介護員		立木等	
		69歳		激突され	
3	2.1	男	建造中の船舶でタンクの水洗い作業に従事していた被災者が、マンホールからタンク内に降りていたところ、高さ約12m下のタンク底に墜落したものの。	製造業(造船業)	長崎
		洗浄工		建築物、構築物	
		59歳		墜落・転落	
4	2.2	男	業務による心理的負荷等によるもの。	その他	長崎
		現場責任者		その他の起因物	
		59歳		その他	
5	2.6	男	修繕船の船内でアイスコンバー(氷を砕く機械)の点検口の取り付け作業を行っていたところ、室内から出火し火災により死亡したものの。 (2名死亡)	製造業(造船業)	江迎
		作業員		不明	
		25歳		火災	
6	2.6	男	同 上	同 上	江迎
		作業員			
		67歳			
7	2.6	男	海上において、台船を曳航船にて岸壁へ接岸作業中、台船の端にかけていた係留ロープを取り外しに行ったところ、係留ロープとともに海へ転落したものの。	運輸交通(海運)	長崎
		作業員		その他の乗物	
		67歳		墜落・転落	

令和2年 死亡災害発生状況(長崎県内)

番号	発生年月	被災者 職 種 年齢等	災害発生の概要	業種 起因物 事故の型	管轄署
8	2.6	女	事業場所有の自動車を運転し食材の配達中、民家の壁に衝突したものの。	商業(小売業)	対馬
		販売員		乗用車	
		67歳		交通事故	
9	2.8	男	出張作業において、車両系建設機械の修理作業を行っていたところ、停車中の積載型トラッククレーンと、移動式クレーンの上部旋回体との間に腹部を挟まれたもの。	製造業	諫早
		機械修理		移動式クレーン	
		50歳		挟まれ・巻き込まれ	
10	2.10	男	作業時に山林に立ち入った際に、病原体(リケッチア)を保有するマダニに咬まれ、日本紅斑熱を発症したものの。	建設業(建築)	佐世保
		作業員		その他の起因物	
		58歳		その他	
11	2.11	男	倉庫のスレート屋根の張り替え工事において、スレート屋根を踏み抜き、約6.3m下のコンクリート床面に墜落したものの。	建設業(建築)	江迎
		作業員		屋根等	
		68歳		墜落・転落	
12	2.12	男	工場のスレート屋根の張り替え工事で使用した足場の解体作業を行っていたところ、腐食していた既設点検台の床面を踏み抜いて約8.8m下に墜落したものの。	建設業(建築)	長崎
		作業員		通路	
		57歳		墜落・転落	
13	2.12	男	船体ブロック内において、ガス切断機を使用し一人で鋼材を切断していたところ、溶断の火の粉が作業服へ引火し、熱傷を負ったもの。	製造業(造船業)	長崎
		鉄工		ガス溶接装置	
		68		高温・低温の物との接触	

	合計	管 轄 署 別						業 種 別					
		長 崎	佐 世 保	江 迎	島 原	諫 早	対 馬	製 造	建 設	運 輸 交 通	農 水 林 産	商 業	そ の 他
令和2年	13	6	2	3		1	1	5	4	1		1	2
令和元年	9	2	3		2	2		2	4	1			2

令和2年 事業主等の死亡災害発生状況(長崎県内)

番号	発生月	事業主 一人親方	災害発生状況	事故の型 起因物	管轄署
1	5月	事業主	被災者は大工らと共に2階屋根上で断熱シートを張る作業を行っていたところ、2階屋根の端から1階屋根の梁上に墜落し死亡したものの。	墜落・転落 屋根等	諫早
2	5月	事業主	工場の屋根補修工事において、スレート屋根に上り作業を行っていた被災者が屋根の明かり取りのFRP波板を破り6.4m下の工場床に墜落し死亡したものの。	墜落・転落 屋根等	佐世保
3	5月	事業主	倉庫の改修工事において、外壁の張替え作業を高さ3.53メートルの一侧ブラケット足場上で行っていたところ、何らかの原因により地面に墜落したものの。	墜落・転落 足場	長崎
4	8月	事業主	屋外設備の点検・管理に伴う草刈り作業を行っていた被災者が現場で倒れているのを発見される(熱中症の疑い)。	熱中症	佐世保
5	10月	事業主	民家屋根の補修工事の依頼を受け、状況確認のため1階屋根から2階の屋根に梯子を掛けて作業者に押さえさせ、梯子を上っていたところ、地上まで転落し死亡したものの。	墜落・転落 屋根等	佐世保

第13次労働災害防止計画の重点事項 抜粋

建設業対策

【目標】
死亡者数を12次防累計
死亡者数より15%以上
減少

- フルハーネス型安全帯の使用を徹底し、足場等様々な高所からの墜落・転落災害対策を推進
- 解体工事での安全の確保、アスベストばく露防止対策を徹底
- 自然災害に被災した地域の復旧等工事における労働災害防止対策を徹底
- 建設業の許可基準並びに入札要件に安全衛生の取組事項を盛り込んでもらうよう地方自治体へ要請

機械災害対策

- 動力機械のリスクアセスメントの実施
- 設備・機械の経年劣化による労働災害防止のため点検・整備の徹底（設備更新検討での旧機械の改善点の検証）

転倒災害対策

- STOP! 転倒災害プロジェクトの促進
- 加齢に伴う身体機能低下による転倒防止のための転倒防止体操の普及促進

交通労働災害対策

- 運行管理講習と併せた交通労働災害防止教育の実施
- あらゆる業界団体へ警察署等と連携し、交通労働災害防止を働きかけ

熱中症予防対策

- 夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業における熱中症予防の徹底
- JIS規格適合のWBGT値測定器の普及

「アクションZERO」 ～長崎ゼロ災6か月運動～

長崎労働局は、企業の自主的な災害防止活動の普及定着を目指して、事業場参加型の無災害運動「アクションZERO長崎ゼロ災運動」を展開しております。

今年度で第7回目を迎える「アクションZERO長崎ゼロ災運動」は、全国安全週間の本週間である7月から労働災害が多発する12月までの6か月間実施します。

申込期間(5月20日～6月30日)は設けられていますが、運動の拡大推進のため10月末まで随時参加できます。

また、建設現場については運動期間中に1月以上の工事を施工する現場で参加可能です。

自主的な安全衛生活動を更に充実させるためにも本運動への参加をお願い致します。

アクションZERO 7月からスタート!

長崎ゼロ災運動
アクションZERO
第7弾!



目標 事業場トップ等による「安全衛生宣言」により職場の危険ゼロ及び労働者の健康確保を目指した取組を行い、労働災害ゼロを目標とします。

申込期間 令和3年5月20日(木)～令和3年6月30日(水)
(FAX又はEメールでも受付可)
※建設現場は、工事開始の時点で随時受付をします。監督署へ提出した「特定元方事業者等の事業開始報告」(写)を併せて提出して下さい。
※本運動の拡大推進のため、参加の事業場の随時受付を行います(～10月末)。但し、途中参加の場合でも、達成証の交付は、運動期間の全期間(6ヵ月間)無災害であることが条件です。

運動期間 令和3年7月1日(木)～令和3年12月31日(金)までの6ヵ月間
(「結果報告書」を令和4年1月20日(木)までに報告願います。)
※参加事業場は、運動期間中の結果報告の提出が必要となります。

達成証の交付 運動期間中(6ヵ月間の労働災害ゼロ)の目標を達成した参加事業場には、「無災害達成証」を交付します。

 長崎労働局 アクションZERO

主催:長崎労働局 各労働基準監督署

あんぜんプロジェクト



あんぜんプロジェクト

あんぜんプロジェクトは
労働災害のない日本を目指して
働く方の安全に一生懸命に取り組み
「働く人」、「企業」、「家族」が
元気になる職場を創るプロジェクトです!

プロジェクトメンバー
(参加企業)を募集しています。
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>
サイトで募集中。メールで参加申請できます。

参加企業には、
あんぜんプロジェクトと
産業災害プロジェクトとの
コラボステッカーを
プレゼント!
自社ホームページを開設していない場合でも
プロジェクト参加が可能です!

「あんぜんプロジェクト」
ホームページ上で
「見える」安全活動コンクール
を実施します。

募集期間 (P.3参照)
令和2年 令和2年
8月3日 ~ 9月30日まで
優れた安全活動事例を募集しています。

安全は企業の礎です。
働く人の安全と健康を確保することは事業者の責務ですが、そのためには、企業とそこで働く
方々の創意と工夫による不断の努力が不可欠です。また、安全への取組は、働く人の能力向上、
企業の生産性向上、ご家族の安心やワークライフバランスの実現にも良い影響を与えます。
さらには、消費者の皆様にも良質な製品やサービスを提供することにつながるものです。

あんぜんプロジェクトは、働く方の安全に一生懸命に
取り組んでいる企業を応援しています!

参加手続きについてのお問い合わせ
参加手続き申請窓口(富士通株式会社)
電話: 03-5962-3138
e-mail: contact-anzenproject@cs.jp.fujitsu.com

あんぜんプロジェクトについてのお問い合わせ
あんぜんプロジェクト事務局
(厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課)
電話: 03-3595-3225

※あんぜんプロジェクトの参加手続きに係る事務は、「職場の安全衛生情報の周知・啓発事業」の委託契約を厚生労働省と締結
した富士通株式会社が行っています。

あんぜんプロジェクトでは「見える」安全活動コンクールを開催し、安全活動の創意工夫事例を募集しています。

応募いただいた事例は、企業名とともにホームページ(あんぜんプロジェクト)に掲載され、安全対策に積極的に取り組んでいる企業であることをアピールすることができます。

令和3年度についてもコンクールの開催が予定されていますので奮ってご応募下さい。

STOP! 転倒災害

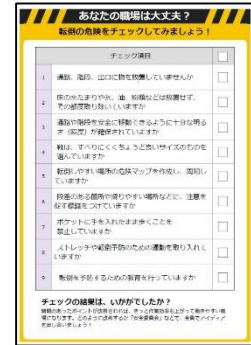
プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、**転倒災害**を撲滅するため「**STOP! 転倒災害プロジェクト**」を推進しています。

STOP! 転倒

検索

事業者の皆さまは、職場の**転倒災害防止対策**を進めていただくとともに、適時にチェックリストを活用した**総点検**を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、**職場環境の改善**を図ってください。



転倒災害の特徴

特徴1 転倒災害は最も多い労働災害！

休業4日以上労働災害、約12万件のうち、転倒災害は**約2.8万件**と最も多く発生しており、近年増加傾向です。

特徴2 特に高齢者で多く発生！

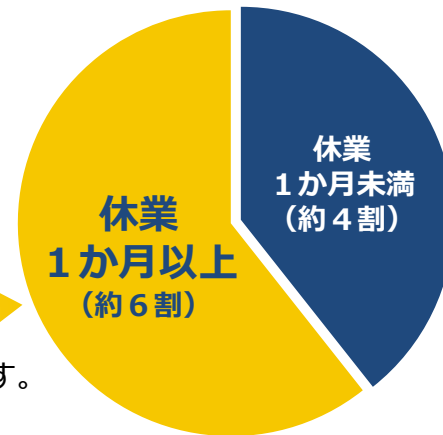
高齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満と比較してリスクが**約3倍**に増加します。

特徴3 休業1か月以上が約6割！

転倒災害による休業期間は**約6割が1か月以上**となっています。

特徴4 冬季に多く発生！

降雪の多い地域では、冬季に多く発生しています。



「平成29年転倒災害による休業期間の割合」労働者死傷病報告（厚生労働省）より作成

転倒災害防止対策のポイント

▶ 転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4 S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
<ul style="list-style-type: none">・ 歩行場所に物を放置しない・ 床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く・ 床面の凹凸、段差などの解消	<ul style="list-style-type: none">・ 時間に余裕を持って行動・ 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行・ 足元が見えにくい状態で作業しない	<ul style="list-style-type: none">・ 移動や作業に適した靴の着用・ 職場の危険マップの作成による危険情報の共有・ 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

危険の見える化

人間の外部情報の把握は

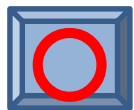
目(視覚):83%、 耳(聴覚):11%、
皮膚(触覚)3%、 舌(味覚)2%、
鼻(臭覚)1%



危険の「見える化」とは、五感の中で大半の情報を占める「視覚」を有効に活用し、職場の危険を可視化することで、人間工学的に理にかなった活動として近年推進しています。

具体的には、職場の中で転倒災害・ヒヤリハットが発生している箇所にステッカーを貼り付けるなど、従来の安全衛生活動です。

通路の確保・整備



通路の整備(踏み面の設置)



傾斜がある場合は、地面に足がかりとなる小段を造るなど、転倒防止のための通路の整備を行って下さい。

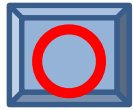




場内整理・整頓(4S)

- ▶ クレーンで移動させた荷が乱雑に置かれています。
- ▶ 再度の玉掛作業の際は、この場所に移動し、不安定な足元で玉掛作業を行うこととなるため、転倒、崩壊、挟まれ災害のリスクが生じます。
- ▶ 特に重量物の崩壊は重篤な災害となるため、余裕をもった資材置き場の確保と整理・整頓をお願いします。
- ▶ 4Sの推進は転倒、挟まれなどの災害防止になり、作業効率の向上にも繋がります。





場内整理・整頓(4S)

- ▶ 工事現場内の整理整頓が行われています。
- ▶ 4Sの推進は転倒、挟まれなどの災害防止になり、作業効率の向上にも繋がります。
- ▶ また、不安定な物には固定措置を行い、可能な限り余裕をもって置いて下さい。
- ▶ 特に重量物の場合は崩壊すると重篤な災害となるため、余裕をもった資材置き場の確保と整理整頓をお願いします。

鋼管の転倒防止措置



注意

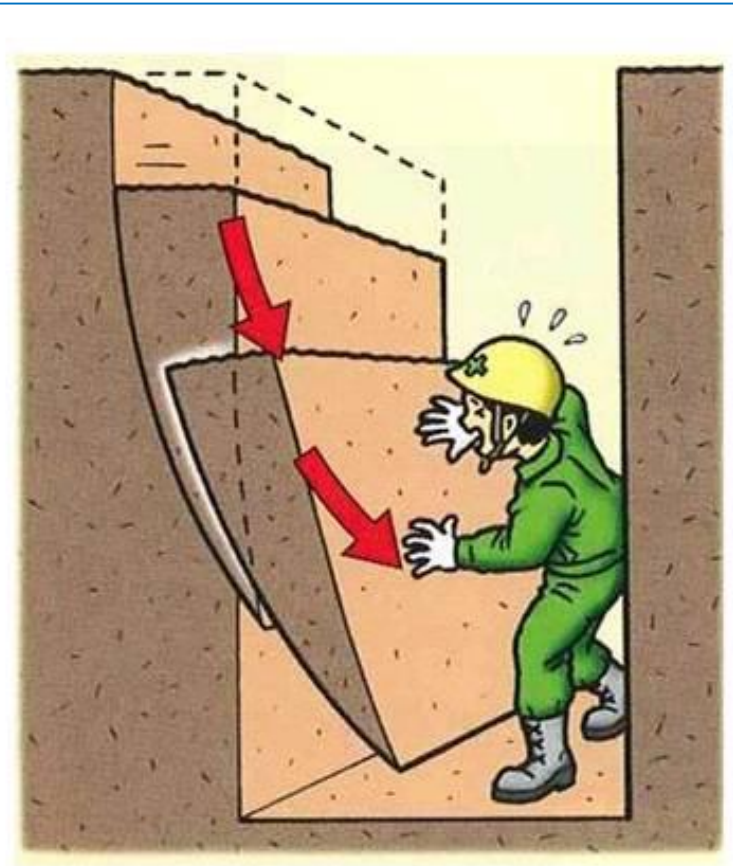
地山の崩壊防止等

- ▶ 盛土などで乱した地層が存在する地山は崩壊しやすいため、余裕をもった掘削勾配を定めて作業を進めて下さい。
- ▶ やむを得ず、急勾配で掘削するときは、掘削部の近くに作業者を立ち入らせないようにして下さい。
- ▶ また、地山(路肩)の崩壊による重機の転落を防止するためにも、路肩部の掘削勾配には十分に注意をお願いします。



災害事例(土砂崩壊)

污水管敷設のため、道路を幅1m、長さ5.2m、深さ3mに渡りドラグショベルで掘削後、当該掘削溝に作業員2名が立入り土止め支保工を組立てていたところ、掘削溝の側壁が高さ約1m、幅4mに渡って崩壊し、掘削溝内で作業を行っていた作業員1名が崩壊した土砂及び土止め支保工の材料に挟まれ負傷したものの。



災害事例（足場の倒壊）

災害発生状況

ビルの解体工事において、解体する建築物の外周に設置された足場等が、風を受けて倒壊したもの（負傷者なし）。

災害原因

- 建築物の上部から取り壊すなかで、足場の解体を進められ「壁つなぎ」又は「控え」が無い状態となったこと。
- また、足場には防音シートを設置していたため、風の抵抗を大きく受けたこと。



災害事例(車両系建設機械)

災害発生状況

建築工事に伴う基礎の施工において、ドラグショベル(0.8m³)で床掘り後、ドラグショベルを後方に移動させるため右に旋回していたところ、ドラグショベルの左側に置かれたラインカーをとるために労働者が可動範囲に立入り、上部旋回体と接触し腰背部を打撲した。



災害事例(移動式クレーン仕様ドラグショベル)

災害発生状況

石積み作業において、移動式クレーンを使用し、重量約300kgの石を吊り上げ所定の位置に置いた後、玉掛を行っていたチェーンが石の下に敷かれ人力で抜けなかったため、移動式クレーンで引き抜いていたところ石が動き、石の横で作業を見ていた作業員が石と集水桝との間に両足を挟まれ負傷した。



災害原因・再発防止対策

- **玉掛者は**、クレーン運転者に対し、玉掛(外し)作業時の合図を行うとともに、必要に応じて玉掛補助者の退避、周辺作業者の人払いを行う。
- **運転者は**、玉掛者の合図に従いクレーン操作を行うとともに、安全な作業を行うため必要なときは、玉掛け作業者に他の作業員の退避等、安全な作業を行うための必要な指示を行う。
- 車両系建設機械及び移動式クレーンの使用にあたって、あらかじめ作業計画を作成し、その内容を関係労働者に周知する。
- KY活動において、予測されるクレーン災害の防止について検討し、資格者及び合図者を確認する。

災害事例(ドラグショベル転倒)

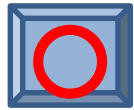
災害発生状況

集水柵(重量0.9t)をドラグショベルで吊上げ、道路の下り勾配方向に旋回したところ横転し、運転手の足が機体と路面の間に挟まれ足指を切断した。

災害原因

- 傾斜地でクレーン作業を行ったこと。
- 過負荷であったこと。
- ドラグショベルで荷を吊上げたこと (主たる用途以外の使用の禁止 安衛則164条)
- 移動式クレーンモードに切り替えてクレーン作業を行っていなかったこと。
- 車両系建設機械及び移動式クレーンの使用にあたって、あらかじめ作業計画を作成し、労働者に周知していなかったこと(安衛則155条、クレーン則66条の2)





作業計画の作成・周知

車両系建設機械、移動式クレーンの使用に当たっては、あらかじめ**作業計画を定め、関係労働者に周知**する必要があります。

- ▶ 車両系建設機械の作業計画では、使用する機械の種類及び能力、運行経路、作業方法の検討が必要です。 (安衛則第155条、元方事業者:安衛則第638条の3)
- ▶ 移動式クレーンの作業計画では、作業の方法、転倒を防止するための方法、労働者の配置及び指揮系統の検討が必要です。 (クレーン則第66条の2、元方事業者:同上)

作業計画書作成例

車両系建設機械作業計画書 (例)

北 海 道 作 業 所		市 長 村 長 官	市 長 村 長 官
作業日: 平成27年6月10日	作業責任者: 下 藤 太 郎	作業場所: (丸) (上) 川	
車両系建設機械使用の作業区	施工業者名: ○ ○ 建設 局		
×××道路改良工事	作業期間: 6月20日 - 9月30日		
(○)区画区分	機械名称	能力	作業 所有 者 履 歴 者
○ 整地・築地・掘込用機械	ブルドーザー-20	40PS	1 機械リース 豊地次郎
○ 掘削用機械	バックホーC-200	0.7m3	1 機械リース 藤村一郎
基礎工事用機械			
○ 締定用機械	タイヤローラー3	3t	1 機械リース 土方三郎
解体用機械			
20t以上打設用機械			
責任・署名	作業主任者名 下 藤 太 郎	作業責任者名 下 藤 太 郎	
合 約 の 方 法	○ 手 簿	○ 契 券	○ 契 券
危険防止・安全確保	○ 監視人	○ ドリフト	○ ドリフト
地 形	○ 平地	○ 傾斜地	○ 崖
地 質	○ 硬質	○ 軟弱	○ 砂
天候・風速・湿度	○ 晴	○ 曇	○ 雨
防犯・安全確保の方法	○ 有 限	○ 無 限	○ 有 限
機械制動・急停止装置	○ 有	○ 有	○ 有
作業方法・内容	道路改良に伴う道路改良工事。掘削排水の修理・掘削作業		
安全対策	工事区間は、バリケードで関係者以外立ち入り禁止の措置をする		

作業場所及び作業範囲と運行経路図

機械位置、付着する機械の種類、移動経路と移動位置、安全区域、立ち入り禁止区域、掘削範囲、掘削範囲などを記入する。

平面図・断面図等を用いて、関係者、関係者、作業区画などの位置を特定すること

(記入例 1) 掘削機 (バックホー、ダンプ)

(記入例 2) 整地、運搬機 (バックホー、ブルドーザー、クローラダンプ)

作業の区画

・此作業計画書に基づいて作業します。 (6月10日)

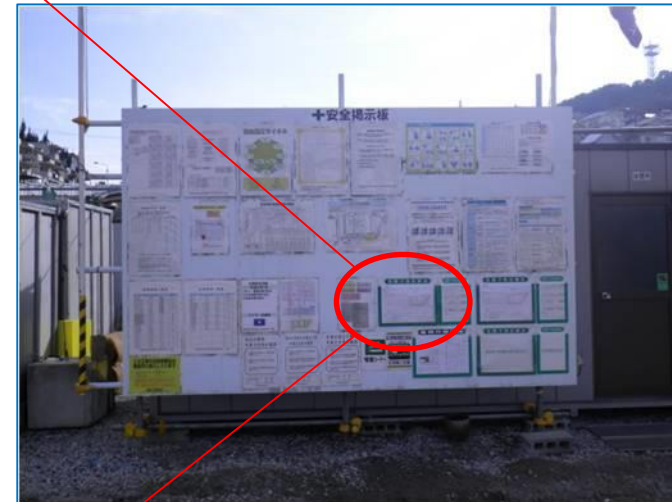
(署名) 下藤太郎 藤村一郎 土方三郎 豊地次郎

【対象機械名】

整地・運搬機: ブルドーザー、グレーダー、トラックショベル、スクレーパー、ダンプトラック
 掘削機: バックホー、トラックショベル、ドラグライン、タムシヤル
 掘削工事用機械: くい棒機、くい車機、アースドリル、掘削機、掘削機、アースオーガー
 掘削機用機械: ロッドローラー、タイヤローラー、掘削ローラー
 解体用機械: ブレーカー、圧入機

【参考】安全衛生法・安全衛生規則の本文の要約】

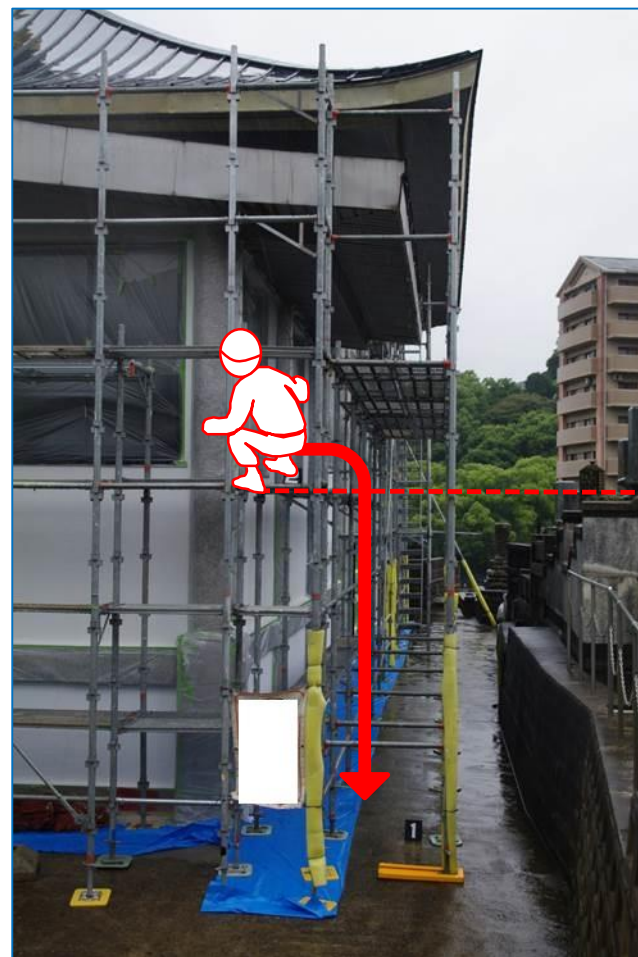
第66条 建設作業を行うときは、作業主任者(以下「作業主任者」という。)は、その作業主任者として、関係労働者に当該作業計画を周知しなければならない。関係労働者は、当該作業計画に基づいて、当該作業を行うときは、当該作業主任者の指示に従って作業を行うものとする。関係労働者は、当該作業主任者の指示に従って作業を行うときは、当該作業主任者の指示に従って作業を行うものとする。



災害事例（墜落・転落）

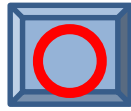
災害発生状況

外壁塗装工事において、被災者が外部足場2層目で、かがんだ姿勢で作業を行っていたところ、手すりの間(94cm)から後ろ向きに2.7m下の地面に墜落した(死亡)。



対策

- 手すり及び「中棧」を設けること（安衛則563条）。
- 足場上で作業を行う作業者には安全帯を着用させ、作業時は安全帯を使用させること。



墜落防止対策

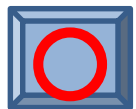
- ▶ 作業床の端からの墜落防止措置
(安衛則第519条)

鉄筋(13ミリ)を利用して単管手すりを設置。



アタッチメント「鉄筋ダッコ」を使って
単管クランプで固定(鉄筋直径13ミリ)





墜落防止措置（手すりの設置）

好事例

擁壁からの墜落防止措置において、容易に手すりを設置することができるよう、自社にて金具を製作し使用されていました。

単管がハンガー部から外れないよう
コムバンド等で固定して下さい。



熱中症の症状のある人を絶対に1人にしないで下さい

熱中症による死亡災害の事例では、症状のある方を1人残して作業を続け、「気づいたときには(戻ってみると)意識を失っていた」との事例が散見されます。

本人(熱中症発症者)は「大丈夫」と言っても絶対に1人にしないで下さい。



救急隊を待つ間…

- 体表面を露出させ、うちわなどで冷風を送りましょう。
- 仰向けか横向きに寝かせ、足を上げて、頸部、わきの下、太ももの付け根などの大きな動静脈が通っている部位を冷却剤などで冷やしましょう。
- 手足を末梢から中心部に向けてマッサージしましょう。

外国人労働者に対する労働災害防止対策

外国人労働者を雇用する事業主のみなさまへ

外国人労働者に対する安全衛生教育には、
適切な配慮をお願いします。

近年、外国人労働者の増加に伴い、外国人の労働災害も増加傾向にあり、平成27年以降は毎年2,000件を超えています。

外国人労働者は一般的に、日本の労働慣行や日本語に習熟していません。外国人に安全衛生教育を実施する際には、適切な工夫を施して、作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらいましょう。



外国人労働者のための安全衛生教育等自主点検表		<input checked="" type="checkbox"/>
1	安全衛生教育の実施 安全衛生教育を実施していますか。 (雇入れ時又は作業内容を変更した時など)	<input type="checkbox"/>
2	作業手順の理解 母国語など外国人労働者にわかる言語で説明するなど、 作業手順を理解させていますか。	<input type="checkbox"/>
3	指示・合図の理解 労働災害防止のための指示などを理解できるように、 必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。	<input type="checkbox"/>
4	標識・掲示の理解 労働災害防止のための標識、掲示などについて、 図解等の工夫でわかりやすくしていますか。	<input type="checkbox"/>
5	免許・資格の所持 免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な 業務に、無資格のままに従事させていませんか。	<input type="checkbox"/>

① 労働災害が発生してしまったときは…

労働災害等により労働者が死亡または休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出しなければなりません（次ページを参照してください）。
(報告しなかったり、虚偽の報告をした場合、刑事責任が問われることがあります。)

近年、外国人労働者の増加に伴い、外国人の労働災害も増加傾向にあります。

労働災害を防止する上で安全衛生教育の実施は重要ですが、外国人労働者は一般的に日本の労働慣行や日本語に習熟していないため、適切な工夫を施して、作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらうことが大切です。

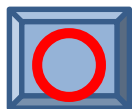
また、標識・掲示には母国語の併記や、漢字を多用しないで図解を取り入れるなどの工夫をお願いします。

職場のあんぜんサイト(教材・資料)⇒

- ・見てわかる外国人労働者向け視聴覚教材
(動画)
- ・外国人建設就労者向け安全衛生視聴覚教材
(動画)

厚生労働省ホームページ

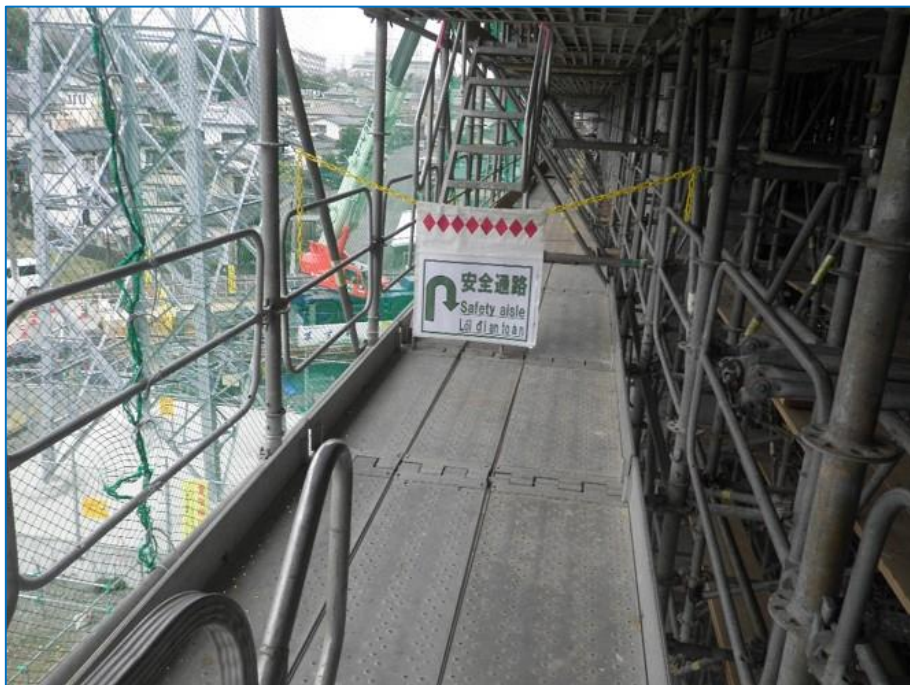
- ・外国人労働者の安全衛生対策について
(視聴覚教材)



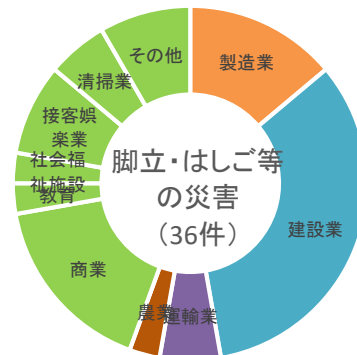
外国人労働者に対する労働災害の防止

技能実習生等の外国人労働者を雇用する専門工事業者が増えています。

外国人労働者の就労が予定されている場合は、労働災害防止に関する標識・掲示についても外国語による併記を進めて下さい。



脚立・はしごからの転落災害



脚立・はしご等からの転落災害が増加しています。身近な用具のため、それほど危険を感じずに使用することが多いのではないのでしょうか。脚立・はしごの安全な使用方法を理解してもらい、安全に使用させましょう。

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日 天気(晴・曇・雨・雪)

現場名 _____ 確認担当者名 _____

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する (3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

高さ2m以上の作業時は、墜落制止用具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット)も確認してください。⇒⇒

(R3.3)

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日 天気(晴・曇・雨・雪)

現場名 _____ 確認担当者名 _____

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをホルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め (転倒防止措置) がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット)も確認してください。⇒⇒

(R3.3)

剥離剤による労働災害の防止

橋梁塗膜除去工事や石綿除去工事などを行う作業者に 剥離剤による中毒が多発しています！ ～ ラベル・SDS（安全データシート）を確認し、適切な対策を～

剥離剤を使用した塗膜の除去作業中に、剥離剤に含まれる有害物（ジクロロメタン、ベンジルアルコールなど）を吸い込み、意識不明、視覚障害等となる事案が多発しています。

法令で規制されていない物質でも、人体に有害なもの（中枢神経への毒性だけでなく、発がん性、生殖毒性を有するもの、化学火傷を生ずるものなど）もありますので、剥離剤を使用する場合は、以下の対策を講じるようにしましょう。

① ラベル・SDSの入手・確認

- 使用する剥離剤の容器に表示されているラベル、添付されているSDSを確認※
※特に危険有害情報、取扱いおよび保管上の注意、ばく露防止および保護措置を確認
- SDSが添付されていない場合は、販売店舗またはメーカーから取り寄せる
- SDSを入手できない製品の使用は避ける

② SDSの情報に基づいてばく露防止措置を実施

- SDSに記載されているばく露防止および保護措置を確実に実施
- SDSを入手できない製品をやむを得ず使用する場合は、有害物が含まれているものとみなして適切な呼吸用保護具、保護眼鏡、不浸透性の保護手袋・保護衣などを使用
注意 防毒マスクを使用しても、吸収缶が破過して中毒となっている事案が発生しています！
- 作業場所をビニールシートなどで覆って通風が不十分な場合は、排気装置を設けるなど、作業場所の有害物の濃度を低減させる対策を実施

剥離剤に含まれる主な物質の有害性とばく露防止対策

（注）他にも様々な有害物が含まれているので、以下の物質を含まない場合も対策は必要です

	ベンジルアルコール ※未規制物質	ジクロロメタン ※特定化学物質
有害性	<ul style="list-style-type: none"> ・中枢神経系、肝臓に障害 ・強い眼刺激 ・眠気またはめまいのおそれ ・飲み込むまたは皮膚に接触すると有害 	<ul style="list-style-type: none"> ・発がんのおそれ ・中枢神経系、呼吸器、肝臓、生殖器に障害 ・強い眼刺激、皮膚刺激 ・眠気またはめまいのおそれ ・吸入すると有害
主な対策	<ul style="list-style-type: none"> ・剥離剤の吹き付け等では送気マスクを使用 ・かき落とし作業では送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用（吸収缶の破過に注意） ・保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用 ・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など 	<ul style="list-style-type: none"> ・剥離剤の吹き付け等では送気マスク又は防毒マスクを使用（吸収缶の破過に注意） ・かき落とし作業では送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用（吸収缶の破過に注意） ・保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用 ・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

昨年より、剥離剤を使用した塗膜の除去作業において、引火による火災や、吸入による中毒事案（意識不明、視覚障害など）が発生しています。

原因物質の中には、特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則の規制の対象外となっている物質も含まれています。

剥離剤を使用する際は、容器に表示されているラベルや、添付されているSDSを確認し、ばく露防止および保護措置（呼吸用保護具、保護眼鏡、不浸透性の手袋、保護衣など）を行って下さい。

また、作業場所をビニールシートなどで覆って通風が不十分な場合は、排気装置を設けるなど、濃度を低減させる対策を行って下さい。

石綿障害予防規則等の改正

解体改修工事の受注者（解体改修工事実施者）の皆さま

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）
- 建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務になります（令和5年10月～）

工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務になります（令和3年4月～）
- 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システム（スマホも可）で届け出ることが義務になります（令和4年4月～）

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務になります（令和3年4月～）

石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和3年4月～）
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破碎等する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和2年10月～）
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破碎等によらない方法で行うことが原則義務になります（令和2年10月～）

写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）

1

過去に建材として建築物に使用された石綿は今も多くの建築物に残っており、今後これらの建築物の解体・改修は増加すると考えられています。

また、これまでの作業について、事前調査の実施、届出、飛散防止・ばく露防止対策に問題があると指摘された作業が散見されており、これらの状況を踏まえ、石綿障害予防規則等の改正が行われ、令和2年10月より順次施行されています。

詳細につきましては、厚生労働省ホームページ「石綿パンフレット等」をご確認下さい。

令和3年4月1日から「溶接ヒューム」が特定化学物質(第2類物質)になります。
 詳細については厚生労働省のホームページ掲載のパンフレット等をご確認下さい。

アーク溶接 (屋内作業)

アーク溶接 (屋外作業)

金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ

屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ

金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則(特化則)等を改正し、新たな告示を制定しました。

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則(特化則)等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。

※一部経過措置があります(令和4年4月1日施行)

※作業主任者の選任について経過措置があります(令和4年4月1日施行)

- このリーフレットは、**金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う事業者向け**のものです。
- **屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場**で金属アーク溶接等作業を行う方は、リーフレット「**屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ**」をご覧ください。

- このリーフレットは、**金属アーク溶接等作業を屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場**で行う事業者向けのもの。
- **金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場**で行う方は、リーフレット「**金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ**」をご覧ください。

※「**屋内作業場**」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。
 ・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
 ・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

※「**屋内作業場**」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。
 ・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
 ・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所
 ※「**継続して行う屋内作業場**」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

※「**継続して行う屋内作業場**」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

1. 新たに規制の対象となった物質

1. 新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム(金属アーク溶接等作業(*)において加熱により発生する粒子状物質)について、新たに特化則の特定化学物質(管理第2類物質)として位置付けました。

溶接ヒューム(金属アーク溶接等作業(*)において加熱により発生する粒子状物質)について、新たに特化則の特定化学物質(管理第2類物質)として位置付けました。

※金属アーク溶接等作業

- ・金属をアーク溶接する作業、
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはカウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業
(燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、カウジングは含まれません)



※金属アーク溶接等作業

- ・金属をアーク溶接する作業、
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはカウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業
(燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、カウジングは含まれません)



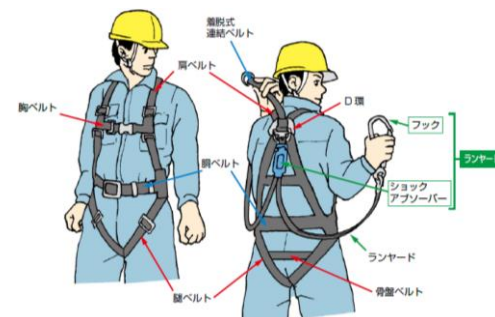
溶接ヒューム	
主な有害性(発がん性、その他の有害性)	性状
発がん性: 国際がん研究機関(IARC)グループ1 ヒトに対する発がん性	溶接により生じた蒸気が空気中で凝固した固体の粒子(粒径0.1~1μm程度)
その他: 溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン(MnO)について 神経機能障害 三酸化二マンガン(Mn ₂ O ₃)について 神経機能障害、呼吸器系障害	

溶接ヒューム	
主な有害性(発がん性、その他の有害性)	性状
発がん性: 国際がん研究機関(IARC)グループ1 ヒトに対する発がん性	溶接により生じた蒸気が空気中で凝固した固体の粒子(粒径0.1~1μm程度)
その他: 溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン(MnO)について 神経機能障害 三酸化二マンガン(Mn ₂ O ₃)について 神経機能障害、呼吸器系障害	

「墜落制止用器具」に係る経過措置

経過措置（猶予期間）

旧構造規格の安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは令和4年1月1日までです。



	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
政令改正	公布(6月)	施行日(2月1日)			完全施行 1月2日～
省令改正	公布(6月)	施行日(2月1日)			
安全帯の規格改正		適用日(2月1日)			
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用		使用可能（平成31年2月1日～）			
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売		製造・販売可能（平成31年2月1日～）			
旧規格の安全帯の使用が認められる猶予期間		使用可能（～令和4年1月1日まで）			×
旧構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間		製造（～令和元年7月末） 販売可能	販売可能（令和4年1月1日まで）		×
特別教育規定の改正		適用日(2月1日)			